

居宅介護支援

1. 事業所の概要

事業所の名称	南魚沼市 居宅介護支援事業所	電話番号	025-788-1227
事業所の所在地	南魚沼市東泉田 898 番地 1		
管理者	大倉 美和子	指定年月日	平成31年 4月 1日 (番号 1572401196)
営業日	日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）、国民の休日、 第3月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く日		
営業時間	平日8時30分から17時15分まで 土曜8時30分から12時30分まで		
通常の事業の実施地域	南魚沼市		
使用する課題分析票	MDS-HC 2. 0		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	

2. 従業員の勤務体制

職種	員 数		
	常 勤	専 任	計
介護支援専門員	3人	1人	4人

3. 提供するサービスの内容

- ① 「居宅介護支援」は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類および内容、これを担当するサービス事業者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うほか、利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。
- ② 具体的な業務は、次のとおりです。
 - ・ 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により調査します。
 - ・ 調査した結果と、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成します。
 - ・ 介護サービスの提供の状況や、利用者の心身の状態やご家族の環境について居

宅サービス計画作成後も、継続的にこれを把握し、管理します。

- ・当事業者のみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- ・利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- ・利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

4. 業務取扱い方針

「居宅介護支援」の基本方針は、次のとおりです。

ア 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

イ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

ウ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。利用者は複数の事業所の紹介やケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

エ 居宅介護支援の提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

オ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

カ 居宅介護支援の提供に当たっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

5. 利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

【基本利用料】

取扱要件	利用料（1 カ月あたり）		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） ＜取扱件数が 45 件未満＞	要介護度 1・2	10,860 円	無料	10,860 円
	要介護度 3・4・5	14,110 円		14,110 円

（注 1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1 月につき 1 回を限度）	3,000 円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1 月につき 1 回を限度）	<u>2,500 円</u>
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日または翌々日に、病院等の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1 月につき 1 回を限度）	<u>2,000 円</u>
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき 1 回～3 回を限度 ※回数と方法により加算額が異なります）	4,500 円～ 9,000 円
通院時 情報連携加算	利用者が医師または <u>歯科医師</u> の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師 <u>または歯科医師等</u> に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師 <u>または歯科医師等</u> から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1 月に 1 回を限度）	500 円
ターミナル ケアマネジメント加 算	<u>医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に対し、一定の要件の支援を行った場合</u>	4,000 円

緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2, 0 0 0円
特定事業所加算 （Ⅰ）	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	<u>5, 1 9 0円</u>
特定事業所加算 （Ⅱ）	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	<u>4, 2 1 0円</u>
特定事業所加算 （Ⅲ）	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	<u>3, 2 3 0円</u>
特定事業所加算 （A）	主任介護支援専門員のほか、常勤1名以上、非常勤1名以上（兼務可）を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	<u>1, 1 4 0円</u>
特定事業所 医療介護連携加算	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲいずれかを算定しており病院、施設等との連携、ターミナルケアマネジメント加算算定等、一定の要件を満たした場合	1, 2 5 0円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が居宅介護支援を行った場合	所定単位数の5%を加算

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 0 0 0円
業務継続計画未実施 減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	所定単位数の1. 0 %を減算

6. サービスの終了

利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、すみやかに次の連絡先（担当の介護支援専門員）までご連絡ください。

南魚沼市居宅介護支援事業所 025-788-1227

7. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	南魚沼市居宅介護支援事業所
担当者氏名	大倉 美和子
連絡先（電話番号）	025-788-1227

- ② 利用者が利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

受付機関	連絡先（電話番号）
南魚沼市役所介護保険課	025-773-6675
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

9. 虐待の防止について

虐待防止に関する責任者は、次のとおりです。

責任者氏名	大倉 美和子
連絡先（電話番号）	025-788-1227